

元海兵隊の軍属による女性強姦殺人事件に関する意見書

4月28日から行方不明となっていた沖縄県うるま市在住の女性が、5月19日恩納村の雑木林で遺体となって発見された。沖縄県警は同日、死体遺棄の容疑で、米空軍嘉手納基地で働く元海兵隊員の米軍属の男を逮捕し、その後、強姦殺人で再逮捕した。

今回の事件は、将来に夢を抱く女性の尊い命を奪うという極めて残虐で凶悪な事件であり、家族と友人、更に沖縄県民と国民、そして米軍住宅がある逗子市民に大きな衝撃と不安を与えるとともに、深い悲しみと激しい怒りを生んでいる。

沖縄県内の米軍人による犯罪は、今年3月にも女性への準強姦事件が発生したばかりであり、本土復帰以降だけで5,800件余りにのぼる。また、横須賀市内でも女性とタクシー運転手の殺人事件が相次ぎ発生し、米軍人の犯罪は後を絶たない。

米軍と日本政府は、米軍人及び米軍属による犯罪が起きるたびに綱紀粛正と再発防止に努めるとしながら、日米地位協定の運用改善にとどまり、その改定は図られてこなかった。その結果、現在まで凶悪犯罪は繰り返し発生し続け、子供や女性が犠牲となってきた。このことは米軍の人権意識の欠如から生まれるものであり、米軍内の教育等の実効性に疑問を抱かざるを得ない。

よって、逗子市議会は政府に対し、市民の生命、財産、人権を守る立場から、元海兵隊の軍属による女性強姦殺人事件に関し、厳重に抗議し次のとおり強く要求する。

- 1 日米両政府は遺族への謝罪及び完全な補償を行なうこと。
- 2 米軍人・軍属に対する人権教育を徹底し、綱紀の粛正を図るとともに、事件の再発防止の抜本的な解決策を公表すること。
- 3 米軍人等の特権的に扱う身柄引渡し条項を含む日米地位協定の抜本改定を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月23日

逗子市議会